

居宅介護支援事業重要事項説明書

1、事業者

- (1) 法人名 株式会社 宇津木
- (2) 法人所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1
- (3) 代表者氏名 宇津木 貴一

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所
- (2) 事業所名 ケアプランセンター おうみ
- (3) 事業所所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1
- (4) 電話番号 0749-53-3300
- (4) 管理者 藤野 由美子
- (5) 事業所の指定番号 <2570300638>
- (6) 人員体制 ・管理者 1名(常勤兼務) 管理業務・居宅介護支援業務
・介護支援専門員 3名(常勤) 居宅介護支援業務
※内、主任介護支援専門員4名(管理者を含む)

(7) 通常の実施地域 長浜市・米原市・彦根市

(8) 営業日及び営業時間

●月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分

●休日：土、日、国民の祝日、8/14～8/16、12/30～1/3

※その他法人が休日と定める日

●感染症対策により、在宅ワークに切り替え対応させていただくことがあります。

3、事業の目的

要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人およびその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるように、サービスの種類、内容等を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、特定相談支援事業者(障害サービス)、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

4、事業の方針

- (1) 本人が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス(障害サービスを含む)が多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供できるように配慮します。
- (3) 本人の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場に立って、本人に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることが無いように公正中立なケアマネジメントを行います。本人及びその家族から、複数のサービス事業所の紹介を求めることができること、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。

(4) 事業の運営にあたっては、市町村、医療機関、地域包括支援センター、その居宅介護 支援事業者、特定相談支援事業者(障害サービス)、介護保険施設等との連携に努めます。

※本人が医療機関への入院が必要になった場合、医療機関側に「担当の介護支援専門員の氏名」及び「事業所名」をお知らせください。

(5) 上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。

(6) 当事業所は、事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア等の研修の機会を確保します。

5、提供するサービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成と各サービス事業所と調整

MDS-HC 方式等を使って本人と共に、本人に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。

(2) サービスの実施状況及び課題の把握

少なくとも月に1回以上、担当の介護支援専門員が本人の自宅に訪問しサービス内容が適切か否かなどについて話し合い、モニタリング結果を記録します。

(3) 給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画通り提供されたか等を確認して、給付管理を行います。

(4) 本人、家族からの相談

要介護認定等の協力援助・介護保険や介護に関する相談支援を行います。

(6) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証明証を携行し、初回訪問時およびお客様またはその家族から求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

6、利用料及びその他の費用について

【サービス利用料金】

居宅介護支援に関する別表1に定めますサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の負担はありません。ただし、契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、別表1 サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。なお、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

別表 1

地域区分 7 級地：10,21円

(1) 利用料 (居宅介護支援費)

取扱件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I 11,329 円/月	居宅介護支援費 I 14,406 円/月

(2) 加算料金

加 算	加算額	算 定 要 件
特定事業所加算 (Ⅱ)	4,155 円/月	<p>次にあげる加算要件のすべてを満たす場合</p> <p>①主任介護支援専門員を配置し、常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。</p> <p>②サービス提供のため留意事項の伝達を目的として定期的 (概ね週 1 回以上) に会議を開催していること。</p> <p>③ 24 時間連絡体制を確保し、必要時には相談に応じる体制が確保されていること。</p> <p>④介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>⑤地域包括支援センターから支援が困難な事例が紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。</p> <p>⑥地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>⑦運営基準減算、特定事業所集中減算に該当していないこと。</p> <p>⑧介護支援専門員一人あたりの利用者の平均数が 40 件未満であること。</p> <p>⑨介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。</p> <p>⑩他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p>

		<p>⑪必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成すること</p> <p>⑫多様化・複雑化する課題に対応するための取り組みを推進し「ヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会の開催・研修等への参加</p>
初 回 加 算	3,063 円／月	新規に居宅サービスを計画した場合 もしくは要介護度区分の2段階以上の変更認定を受けた場合算定
入院時情報連携加算Ⅰ	2,552 円／回	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をしていること ※営業時間終了後又は営業日以外に入院した場合は、翌日を含む
入院時情報連携加算Ⅱ	1,021 円／回	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をしていること ※営業時間終了後に入院した場合であって入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む
退院・退所加算（Ⅰ） イ	4,594 円／回	病院等に入院または入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、当該病院等の職員とカンファレンス以外の方法による面談を1回行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算（Ⅰ） ロ	6,126 円／回	病院等に入院または入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、当該病院等の職員とカンファレンスを1回行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算（Ⅱ） イ	6,126 円／回	病院等に入院または入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、当該病院等の職員とカンファレンス以外の方法による面談を2回以上行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合。

退院・退所加算（Ⅱ） イ	6,126 円／回	病院等に入院または入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、当該病院等の職員とカンファレンス以外の方法による面談を2回以上行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算（Ⅱ） ロ	7,657 円／回	病院等に入院または入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、当該病院等の職員と面談を2回、うちカンファレンスを1回以上行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算（Ⅱ） ハ	9,189 円／回	病院等に入院または入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、当該病院等の職員と面談を3回以上、うちカンファレンスを1回以上行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合。
通院時情報連携加算	510 円／月	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、1月に1回の算定を限度とする。
ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円	医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする。その死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師等および居宅サービス計画に位置づけた在宅サービス事業者に提供した場合、4,084 円を加算。 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う。

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の算定		居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円	病院または診療所の求めにより当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅に訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合、月2回限り算定可能。

(3) その他の費用

- 交通費 なし
- サービスに関する記録開示に際しての文書複写料として1枚あたり10円をいただきます。

7、プライバシー（個人情報）の保護

当事業所がサービスを提供する際に本人や家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの本人へサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、本人の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ本人及び家族に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

<オンラインツール等を活用した会議の開催>

利用者又はその家族・関係機関等の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス等をテレビ電話装置等（オンラインツール）活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

<サービスの質の向上について>

会議内容等、サービス質の向上のため音声を録音させていただくことがあります。

8、記録の開示・保管方法

- (1) 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (2) 完結する記録の保存は5年間とします。

9、解約

- (1) 本人は当事業所に対し、あらかじめ解約する日までに事業者へ届け出ていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などない場合、この限りではありません。
- (2) 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、本人に対して契約

終了1か月前までに理由を示した文書で、お知らせすることにより契約を解約することがあります。この場合当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど本人が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

- (3) 当事業所は、本人やその家族等が、当事業所や介護支援専門員に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為が行われた場合、文章でお知らせする事により、直ちにこの契約を解約することがあります。

10、契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- (1) 本人が介護保険施設へ入所した場合
- (2) 本人が要介護でなくなった場合
- (3) 本人がお亡くなりになった場合

11、事故発生時の対応

- (1) 当事業所は本人に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該本人の家族、市町村に連絡するとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 当事業所は(1)の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録します。
- (3) 本人に対し当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、本人に賠償いたします。

12、緊急時の対応について

本人のご家庭を訪問中に、本人の健康状態等に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに必要な機関等に、連絡する等の適切な処置をいたします。

13、非常災害対策

非常災害対策として、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者との連携及び協力を行う体制を構築するように努めます。
- (2) 事業者は、非常災害発生時において居宅介護支援の提供を継続的に実施するために業務継続計画(BCP)を策定し、介護支援専門員に対して周知し、必要な研修及び訓練を実施します。
- (3) 管理者は、別に定める「災害マニュアル」にもとづき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努めます。

14、感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の予防及びまん延防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための職員に対する研修・訓練を実施します。
- (3) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(指針整備等)を行います。

15、人権擁護・虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 利用者及び事業所等からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための指針の整備等を行います。
- (4) 必要に応じて、成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 行政、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力に努めます。

※事業者はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

16、ハラスメントについて

ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図っていきます。
- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴言又は乱暴な言動
(殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る ・奇声や大声を発する・威圧的な下言動や態度・無視など)
- ・セクシャルハラスメントに当たる行為
(不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など)
- ・職員や他者の個人情報を求める、ストーカー行為など

17、暴力団の排除

事業者は暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の促進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならないこととする。

18、相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて下記の窓口にて受け付けます。

- ケアプランセンター おうみ 管理者 藤野 由美子

長浜市本庄町700-1

TEL 0749-53-3300 FAX 0749-59-3303

- 長浜市介護保険課 介護保険係

長浜市八幡東町632

TEL 0749-65-8252

- 米原市くらし支援部 高齢福祉課
米原市米原1016番地
TEL 0749-53-5122
- 彦根市福祉保健部 高齢福祉推進課
彦根市元町4番2号
TEL 0749-23-9660
- 滋賀県国民健康保険団体連合会
大津市中央4丁目5-9
TEL 077-522-2651

平成29年 3月 1日作成
 平成29年 6月 1日改定
 平成30年 4月 1日改定
 平成31年 2月 8日改定
 令和 1年 9月 1日改定
 令和 1年10月 1日改定
 令和 3年 4月 1日改定
 令和 4年 7月 1日改定
 令和 4年 9月 1日改定
 令和 4年10月 1日改定
 令和 4年10月17日改定
 令和 6年 4月 1日改定

居宅介護支援の提供に際し、本人に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業所>

所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1

名称 ケアプランセンター おうみ

管理者 藤野 由美子

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

申込者 _____ 住 所

_____ 氏 名

家族（代理人） _____ 住 所

_____ 氏 名